# 特別養護老人ホーム「優・悠・邑」

# 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護

## 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。 (岐阜県指定 第2172400059号)

当事業所はご利用者に対して短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認 定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は 可能です。

◇◆目次◆◇	
1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 居室等の概要	3
4. 職員の配置状況	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 苦情の受付について(契約書第23条参照)	7
7. 非常災害時の対応	8
8. 事故発生時の対応	8
9. 損害賠償について(契約書第 15 条、第 16 条参照)	8
10.身体拘束廃止への取り組み	8
11. 虐待の防止について	9
12. 感染症対策体制について	9
重要事項説明書付属文書	10

## 1. 事業者

(1) 法人名 社会福祉法人 杉和会

(2) 法人所在地 岐阜県不破郡関ヶ原町大字今須 782 番地 2

(3) 電話番号 0584-43-3155

(4) 代表者氏名 理事長 若山 宏

(5) 設立年月日 平成9年7月17日

## 2. 事業所の概要

(1) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業所

平成12年4月1日指定 岐阜県2172400059号指定介護予防短期入所生活介護事業所

平成18年4月1日指定 岐阜県2172400059号 ※当事業所は、特別養護老人ホーム「優・悠・邑」に併設さ れています。

(2) 施設の目的

特別養護老人ホーム「優・悠・邑」が行う指定短期入所生活 介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの適切な 運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定 め、施設の管理者や従業者が、要介護状態または、要支援状 態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを 目的とする。

(3) 施設の名称

特別養護老人ホーム 「優・悠・邑」

(4) 施設の所在地

岐阜県不破郡関ケ原町大字今須782番地の1

(5) 電話番号

0584-43-3155

(6) 施設長(管理者)

(氏名) 若山 宏

(7) 運営方針

特別養護老人ホーム「優・悠・邑」の短期入所生活介護事業所従業者は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活上のお世話及び機能訓練(生活リハビリ・レクリエーション)を行うことにより、心身の機能の維持を図る。

特別養護老人ホーム「優・悠・邑」の介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す事とする。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・ 福祉サービスとの緻密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。 (8) 開設年月日 平成12年4月1日

(9)通常の送迎の実施区域 関ケ原町・垂井町・大垣市・米原市・長浜市

(10) 営業日 年中無休

(11) 利用定員 20名

## 3. 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、ご利用者の心身の状況や入居時の状況等により施設との話し合いの中で決めさせていただきます。(居室の決定方法を説明し、ご理解を願って決定させていただきます。)

居室の種類	室数	面積	一人あたりの面積・備考
1階4人部屋	3	$129.51~\mathrm{m}^2$	10.8 ㎡(居室内トイレ付部屋1部屋)
1階2人部屋	1	$23.13~\mathrm{m}^2$	11.6 m²
1階個室	6	$93.42~\text{m}^2$	15.6 ㎡(居室内トイレ付)

### <指定介護老人福祉施設との併用>

食堂	2	192.98 m²	1階・2階にあり
機能回復訓練室	2	$58.22 \text{ m}^2$	1階・2階にあり
浴室	1	66.00 m²	浴槽へのスロープ・車椅子浴・寝台浴・ 個人浴槽・ミスト浴
脱衣室	1	$33.00 \text{ m}^2$	
医務室	1	11.70 m²	1階

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担頂く費用はありません。

#### ☆居室の変更について

ご契約者・ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者・ご利用者と協議のうえ決定するものとします。

## 4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。【指定介護老人福祉施設を含みます。】

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算後の人員数	事業者の指定基準
施設長	1	1
介護支援専門員	1	
生活相談員	1.2	1以上
介護職員	23.2	介護・看護にて3:1以上
看護職員	3.5	3以上
機能訓練指導員	1	1以上
医師	2	1以上
事務	3	1以上
管理栄養士	1	1以上

#### <主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制			
医師 (内科)	毎週火・	毎週火・金曜日 13:00~15:00		
医師 (精神科医)	毎月2回	13:00~15:00		
	早出	7:00~16:00	4名	
	日勤	0 . 2 0 . 1 7 . 2 0	1名以上	
介護職員	口刬	8:30~17:30	(非常勤含む)	
	遅出	10:00~19:00	4名	
	夜勤	16:00~翌9:00	3名	
看護職員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)は原則として2名体制で			
有碳噸貝	勤務します。夜間については、自宅待機を行い、緊急時に備えます。			
事務	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)で勤務します。			
管理栄養士	正成の劉務時間市(0:30~17:30)で勤務しより。			

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、

- (1) 利用料金が、介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割~7割)が介護保険から給付されます。

### <サービスの概要>

- ①施設サービス計画(介護サービス計画)の立案
- ・ご契約者・ご利用者の意向を踏まえた上で、施設サービス計画の立案を行います。

#### 2)入浴

- ・入浴、清拭はご利用者の状態に合わせ週に2回行います。
- ・寝たきりの方でも特殊浴槽など、ご利用者の状態に合わせた機器を使用し入浴して頂けます。

#### ③排泄

・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### 4)食事

- ・管理栄養士(栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、離床して食事をとっていただくことを原則としています。(食事時間) 朝食 7:30~ 昼食 12:00~ 夕食 17:30~

#### ⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ⑥その他自立への支援
- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ⑦介護保険法で定められている加算
- ・介護保険法により定められている加算については、事業所として算定要件を満たしているものを加算させていただきます。

#### <サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第8条参照)

別表の料金表によって、ご利用者の要支援・要介護度に応じたサービス利用料金から 介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費・居住費の合計金額をお支払くだ さい。加算項目につきましては、加算要件に当てはまる方についてお支払ください。(サ ービスの利用料金は、ご利用者の要介護度により異なります。)

☆ご利用者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いただきます。要支援・要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者・ご利用者が保険給付の申請を行うために必要をなる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

#### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ① 居住費(日額)従来型個室 1,200 円 従来型多床室 860 円
- ②食費 朝食 430 円、昼食(おやつ含む) 610 円、夕食 500 円
- ☆①②については、負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載している限度額とします。
- ③特別な食事(アルコール類や飲料などの提供も含みます。)
- ・ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。要した費用の実費をいただきま す。

#### 4) 理髪

・ご契約者・ご利用者の希望により月に1回、日本理美容福祉協会の出張によるサービス をご利用いただけます。

カット	丸刈り	顔そり	カラー	パーマ
1,800 円	1,600 円	1,000 円	3,500 円	3,500 円

#### ⑤貴重品の管理

ご契約者・ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は 以下の通りです。

○管理する金銭の形態 施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの 上記預金通帳と金融機関に届け出た印鑑、年金証書

○保管管理者 施設長(事務取扱は出納員)

○出納方法 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出 書を保管管理者に提出していただきます。
- ・出納員は上記届出書の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・出納員は出入金の都度、出納金記録を作成し、3カ月毎にその写しをご契約者・ご利用者に交付します。

○利用料金 1 カ

1カ月当たり 1,000円

○その他の貴重品 銀行の貸金庫を利用して頂けます。(費用は実費)

⑥レクリエーション、クラブ活動など

ご契約者・ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動などの余暇活動に参加していたくことができます。材料費代などの実費がかかる場合はご負担頂きます。

クラブ活動:書画、華道、ハンドマッサージ、映画、おやつ、園芸など

#### ⑦複写物の交付

ご契約者・ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます。 1 枚につき 10 円をいただきます。

なお、領収書などの再発行につきましても、同様の金額をいただきます。

⑧テレビ等の電気使用量相当分の徴収について

テレビを持ち込まれた場合には、受信料と電気代として1日あたり80円をいただきます。その他のものについては、1コンセント1日50円をいただきます。

#### ⑨日常生活上必要となる諸費用実費

日用生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただく ことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代は、介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑩自動会計サービス取り扱い手数料

ご利用料金の口座引き落としについて、その取扱いにかかる手数料をご負担いただきます。(月額94円)

#### (3) 利用料金のお支払方法(契約書第8条参照)

前記(1)(2)の料金、費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月 指定日に㈱共立コンピューターサービスもしくは㈱りそな決済サービスを通じ、自動引 き落としとさせていただきます。

#### (4) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

○利用予定期間の前に、ご利用者・ご契約者の都合により、指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに、担当のケアマネージャーを通じ事業所に申し出てください。

○利用日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取 消料として下記の料金をお支払いただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正 当な事由がある場合は、この限りではありません。

秉	刊用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
Ŧ	刊用予定日の前日までに申し出がなかった場合	食費相当額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者・ご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その 場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いただきます。

### 6. 苦情の受付について(契約書第23条参照)

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用の窓口にて受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

生活相談員 吉田篤

○苦情解決責任者

施設長 若山宏

○受付時間

毎日 9:00~17:00

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

所在地:岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号
電話番号:058-273-1111(代表)
所在地:岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号
電話番号:058-273-1111(代)
所在地:岐阜県不破郡関ケ原町関ケ原 894 番地の 58
電話番号:0584-43-1111 (代)
所在地:岐阜県大垣市丸の内2丁目 29 番地
電話番号:0584-81-4111(代)
所在地:岐阜県不破郡垂井町宮代 2957 番地の 11
電話番号:0584-22-1151 (代)
所在地:滋賀県米原市米原 1016 番地
電話番号:0749-53-5100(代)
所在地:滋賀県長浜市八幡東町 632 番地
電話番号:0749-62-4111 (代)
, j

※その他お住まいの市町村役場の担当課にご相談ください。

## 7. 非常災害時の対応

非常災害時の対応については、迅速な対応ができるように防災マニュアルにより対応 します。

## 8. 事故発生時の対応

当施設では、サービス提供時に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族や市町村の報告など、当施設で定めた事故報告マニュアルにより対応します。

また、ご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、9で定める項目により対応します。

## 9. 損害賠償について(契約書第15条、第16条参照)

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 10. 身体拘束廃止への取り組み

当施設では、利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他制限は行いません。身体拘束等適正化の指針により、適切に対応します。

## 11. 虐待の防止について

当施設では、「虐待の防止のための指針」により、適切に対応します。

## 12. 感染症対策体制について

当施設では、感染症予防に努め、感染症及び食中毒は発生した場合には、それがまん延しないように、感染予防マニュアルにより適切に対応を行います。

特別養護老人ホーム「優・悠・邑」の指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

_0			
説明者:	特別養護老人ホーム「優・悠・	邑」	
	職名	氏名	印_
	宮短期入所生活介護サービス及び	事項の説明を受け、特別養護老人ホー 指定介護予防短期入所生活介護サー	
契約者:			
	住所		
利用者:	氏名		<u> </u>
	住所		
	氏名		印

## 重要事項説明書付属文書

- 1. 事業所の概要
- (1)建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 3429.01㎡
- 2. 契約締結からサービス提供までの流れ
- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針にていては、「居宅サービス計画」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「施設サービス計画書」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

①当事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)に施設サービス計画書の原案 作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は施設サービス計画書の原案について、ご契約者ご利用者に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画書は、居宅サービス計画が変更された場合もしくはご契約者及びご利用者の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご契約者及びご利用者と協議して施設サービス計画書を変更します。

④施設サービス計画書が変更された場合には、ご利用者・ご契約者に対して書面により交付し、その内容を確認していただきます。

(2)ご契約者に係る「居宅サービス計画」が作成されていない場合のサービス提供の流れ は次の通りです。

#### ①要介護認定を受けている場合

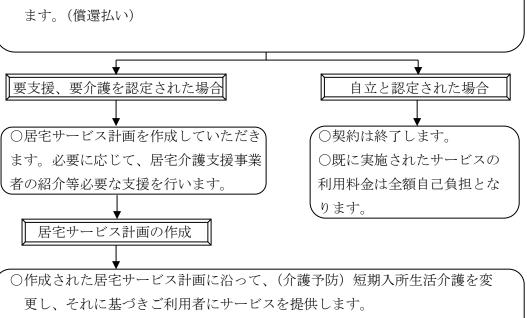
- ○居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- ○施設サービス計画書を作成し、それに基づきご利用者にサービスを提供します。
- ○介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いただきます。(償還払い)

居宅サービス計画の作成

- ○作成された居宅サービス計画に沿って、施設サービス計画書を変更し、ご利用者 にサービスを提供します。
- ○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いただきます。

#### ②要介護認定を受けていない場合

- ○要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- ○施設サービス計画書を作成し、それに基づきご利用者にサービスを提供します。○介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いただきます。(償還払い)



## 3. サービス提供における事業者の義務(契約書第11条、第12条参照)

(自己負担額)をお支払いただきます。

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご利用者又は契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。 ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむ を得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束 する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合 その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関 への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご契約者等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者又はご契約者の同意を得ます。

### 4. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。)

#### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。 衣類・タオル・上履き、その他必要な生活用品

- (2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第13条参照)
- ○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、 汚したりした場合には、ご利用者・ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、 又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる 場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。 但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (3) 喫煙·飲酒

事業所の敷地内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。 医師の許可を得て、お酒を飲んでいただくことができます。

#### (4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

#### ①協力医療機関

医療機関の名称	多賀内科医院
所在地	岐阜県不破郡垂井町表佐 1539
診療科	内科・小児科・循環器科・リハビリテーション科
電話番号	0 5 8 4 - 2 2 - 0 1 0 7

医療機関の名称	大垣徳洲会病院
所在地	岐阜県大垣市林町6丁目85-1
診療科	内科・外科・脳神経科・循環器科・
電話番号	0 5 8 4 - 7 7 - 6 1 1 0

医療機関の名称	不破ノ関病院
所在地	岐阜県不破郡垂井町 94 番地の 1
診療科	精神科・神経科
電話番号	0 5 8 4 - 2 2 - 0 4 1 1

### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	大垣歯科医師会
所在地	岐阜県大垣市恵比寿町南7丁目1番地14
電話番号	0 5 8 4 - 8 1 - 6 5 4 0

#### 5. 損害賠償について(契約書第15条、第16条、第17条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 6. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、 契約期間満了の2日前までにご利用者・ご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、 契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第18条参照)

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を経 閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能に なった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者・ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下 をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- (1)ご利用者・ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第19条、第20条参照) 契約の有効期間であっても、ご利用者・ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画 (ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生 活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・ 信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事 情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- (2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第21条参照) 以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。
  - ①ご利用者・ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項 について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継 続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ②ご利用者・ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、 相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
  - ③ご利用者・ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (3) 契約の終了に伴う援助(契約書第18条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘 案し、必要な援助を行うよう努めます。